



肝属中部 畑かんだより

編集事務局：肝属中部地域畑地かんがい営農推進本部(県大隅地域振興局農政普及課内)
〒 893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6
TEL：0994-44-6827 FAX：0994-44-3508



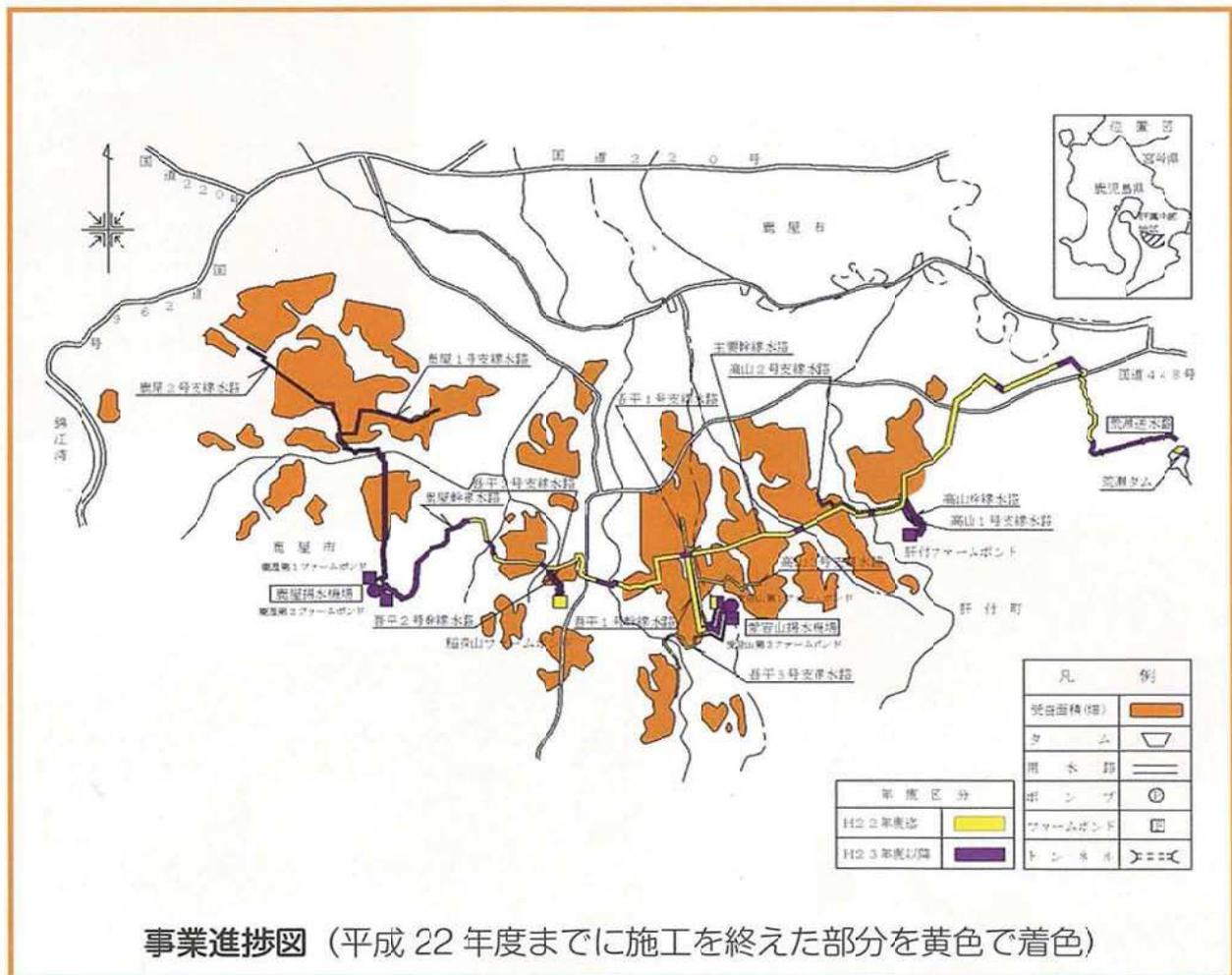
1	肝属中部畑地かんがい事業の進捗状況について	2
2	農地法改正と耕作放棄地対策等について	4
3	市場との連携による産地育成	7
4	「新ごぼう」の産地化を目指して	9
5	カラーピーマン経営実証の取り組み	10

肝属中部畑地かんがい事業の進捗状況について

農林水産省 九州農政局 肝属中部農業水利事業所

肝属中部畑地かんがい事業は、①荒瀬ダムにより水を貯め、②パイプラインを土中に張り巡らし、③ファームポンド（貯水タンク）を設置し、その水を鹿屋市（旧鹿屋市，旧吾平町）と肝付町（旧高山町）に広がる 1,537ha の畑地帯に送り、肝属中部地区の農業生産性の向上と農業経営の安定を目指し、平成 9 年度より事業を実施しています。

下図は平成 22 年度の事業進捗状況です。



続いて、次ページでは、①荒瀬ダム、②パイプライン、③ファームポンドの施工状況について、写真をまじえてお知らせします。

① 荒瀬ダムの施工状況

荒瀬ダムについては、昨年末に堤体の基礎掘削を終え、本年度末に築堤工を含む工事を発注予定としております。

また、ダムから畑地かんがい用水を取り入れるための取水施設やダムの管理を含む肝属中部地区全体の水の管理を行う水管理施設の実施設等を昨年発注し、順次工事に取りかけられるよう準備をしております。



荒瀬ダム航空写真 (H22.11)



支線水路（角野工区）工事
（鹿屋市吾平町上名）

② パイプラインの施工状況

パイプライン工事は昨年度までに約 17km の施工を終えております。本年度は、肝付町野崎に延長約 0.9km、肝付町前田及び新富に延長約 0.4km、鹿屋市吾平町上名に延長約 3km、鹿屋市吾平町南町に延長約 0.7km と計約 5km を施工しております。

③ ファームポンドの施工状況

肝属中部地区は、4箇所6基のファームポンドの建設を予定しており、昨年末に肝属中部地区第1号の稲荷山ファームポンドが完成しました。今年11月に、愛宕山下段ファームポンドが完成予定となっております。

残るファームポンドについても、管理用道路の実施設等を昨年発注し、順次工事に取りかけられるよう準備をしております。



稲荷山ファームポンド

♪ 肝属中部地区（荒瀬ダム）見学会 ♪ 受付中

対象：小学生、中学生、高校生 総合学習を計画されている先生方の他、各種商工会等の一般団体など。

申し込み方法：電話・FAXにて受け付けております。

農林水産省 九州農政局 肝属中部農業水利事業所 工事第一課
Tel : 0994-40-9033 Fax : 0994-40-0098



農地法改正と耕作放棄地対策等について

大隅地域振興局 農政普及課 南 蘭 覚



写真は、耕作放棄地だった畑での大根収穫祭の様子です。鹿屋市と市担い手育成総合支援協議会が、同市大始良町で耕作放棄地の解消対策に取り組み、昨年 12 月に地元の幼稚園児約 60 人も参加して行われました。

約 15 年ほど放置され竹で覆われていた約 90 アールの畑は、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で整地などを行い、地元の農業生産法人が借りて大根を植えました。

農地法などの法律が改正され、これにもとづく耕作放棄地対策の事業などにより、農地を確保する施策が強化されています。

畑かん事業で整備された農地を活用するためにも、改めてその内容をご紹介します。将来の活用を考えていただきたく、特集してみました。

◆農地法等の改正の視点

我が国は、食料の多くを海外に依存しているにもかかわらず、農地面積は、ピーク時の約 7 割まで減少し、耕作放棄地も増加

しています。

このようなことから、農地法等の改正は、**農地を最大限に有効利用する。これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する。**という 2 つの視点で改正されました。

◆農地の有効利用の促進

農地の有効活用を促進するための主な改正点は、以下の 4 つです。

①農地の権利を有する者の責務の明確化

農地が地域の貴重な資源であることや、農地の権利を有している者の農地の効率利用の責務を明確化しました。

②耕作放棄地対策の強化

耕作放棄地を対象にした是正措置の仕組みの導入、農業委員会による農地利用状況調査や所有者に対する利用に向けた指導、所有者不明農地を知事の裁定で公社等が利用などできるようになりました。

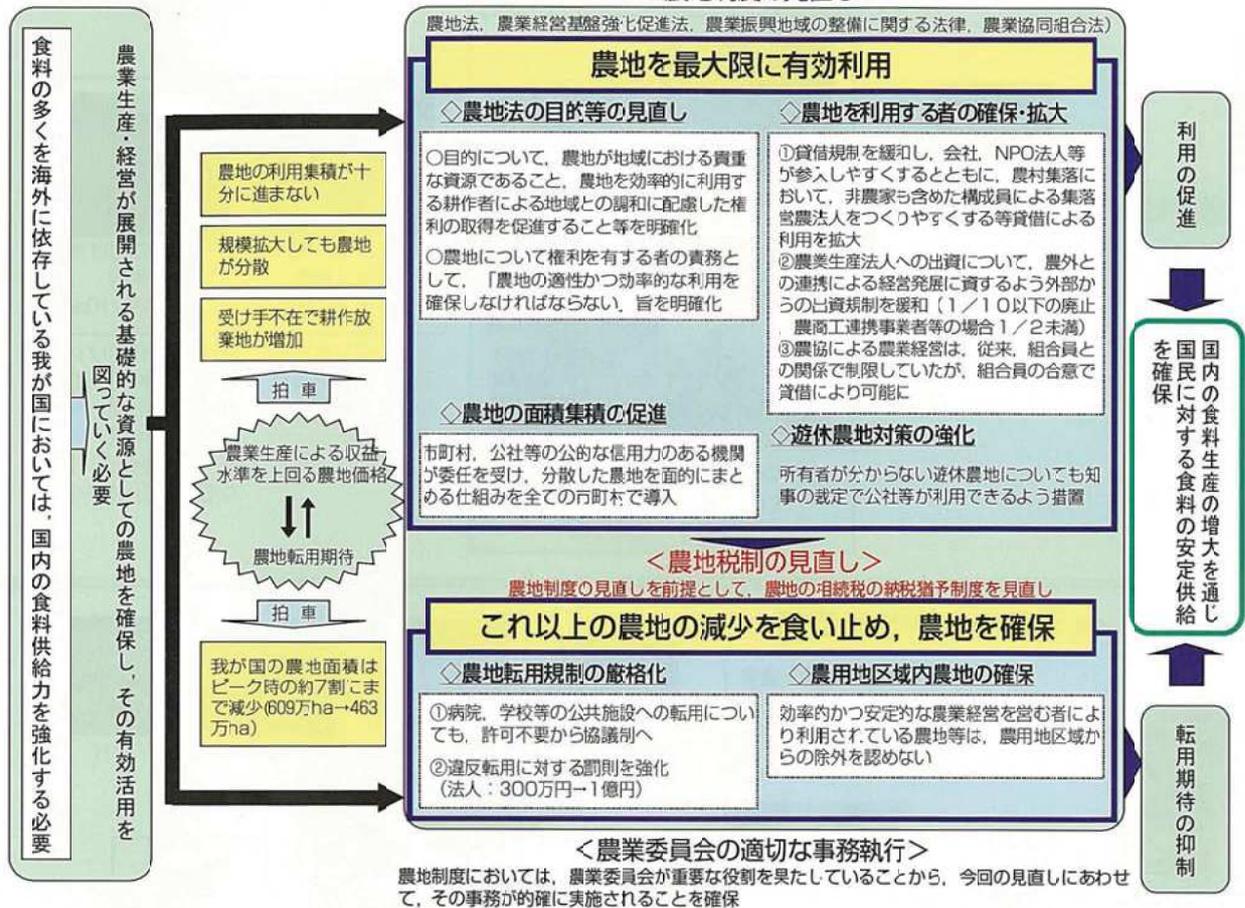
③農地を利用する者の確保・拡大

貸借規制の緩和による会社や N P O 法人などの多様な主体の参入、農業生産法人の外部からの出資規制の緩和による農外との連携による経営発展促進、これまで制限されていた農協の農業経営が組合員合意のもとで可能になりました。

④農地の面的集積の促進

公的な信用力のある機関が、地域内

農地法等の一部を改正する法律の概要 <農地制度の見直し>



の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手等に再配分を行う仕組み（農用地集積円滑化事業）が導入されました。

◆農地減少の食い止め、農地の確保

農地の減少を食い止め、農地を確保するために改正された主な点は、以下の2つです。

①農用地転用規制の厳格化

これまで公共施設への転用は許可が不要でしたが、協議が必要になりました。また、違反転用の罰則が強化されました。

②農用区域内農地の確保

認定農業者などの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用している農地について、農用地区域の除外を認めないなど、農地の確保策が強化されました。

このように農地法などの改正により、耕作放棄地対策などの施策も強化されました。

ここでは、冒頭の写真でもふれました耕作放棄地再生利用交付金についてご紹介したいと思います。次ページにありますように農地の再生から営農や販売までの支援策が用意されています。

耕作放棄地対策の概要（平成 22 年度）

★荒れている農地を生きかえらせる取組を支援

取組主体

- その他（農地・水・環境保全向上対策の活動組織、中山間地域等直接支払の協定集落など）
- 地域協議会又は会員（市町村、農業委員会、農業公社、農業協同組合、土地改良区など）
- 引き受け手（農業者、農業者組織、農業参入法人など）



★その他の活動を支援



※前ページ図表と上記図表については、国の資料に基づいて、作者が作成し直した資料です。

市場との連携による産地育成

鹿屋市農政水産課 主幹 瀬貫 浩昭

◆実証展示ほの取り組み

鹿屋市の畑地面積 10,500 ヘクタールの内 2,100 ヘクタールにさつまいもが栽培されています。

畑地かんがい実証団地の下堀地域も干ばつに強く、防災営農作物と言われる、さつまいもが夏作の主流となっています。

そこで平成 15 年度から、秋冬作物であるブロッコリーを、さつまいもの後作とした実証展示を開始しました。

ブロッコリーの定植時期は残暑の厳しい 8 月下旬から 10 月下旬であり、実証展示ほの無かん水区は生育の遅延、生育の不揃いが見受けられましたが、散水区は、活着率の向上、生育の揃い、ポリニーム確保等ができ 10 アール当りの収量、収益が向上しました。

また、適期に散水することで、は種・定植が計画的に実行でき、出荷の分散や労働力の配分が可能となり、面積拡大が図られ

るようになりました。

実証展示を実践しながら面積拡大の推進を行い、平成 22 年度には、生産農家 17 戸、約 9 ヘクタールのブロッコリーが栽培されています。

なお、当初からの懸案事項でした「輸送中の鮮度保持」については、平成 18 年度から鹿屋市漁業協同組合、地元製氷会社の協力を頂き、氷詰めによる輸送を実施しました。

結果、市場・中卸・量販店等から鮮度保持について高い評価を頂いているところです。

更に本年度の県単事業で、鹿児島きもつき農業協同組合が事業主体となり「製氷機」を導入したところです。

今後も鮮度の高い野菜を出荷し、市場・消費者等の期待に応えられる産地を目指して行きたいと考えています。



平成 22 年度農業・農村活性化推進施設等整備事業で導入した製氷機



◆市場との連携による産地育成

生産者に「安心して生産して頂く」ため、平成 18 年度から尼崎中央青果㈱との契約取引を行う中で、ブロッコリーの組織拡大と産地化に取り組んでいます。

市場との「信頼関係」が築かれるまでは、幾度となく生産者自ら市場へ出向き、選果選別の状況、着荷の状況、量販店の販売状況等あらゆる面から調査、検討、改善を実施してきました。

平成 15 年当初からすると市場、量販店等から、選果、品質、ボリュームともに改善され、申し分のない商品が出来上がったとの評価を頂いているところです。

また、平成 22 年 2 月には尼崎市の大型量販店（平和堂潮江店）において生産者自らがブロッコリーの「販売促進」を実施しました。

今後は、畑地かんがいの有効利用を図り、産地として市場からの強い要望がある「ブロッコリーの面積の拡大」と「長期出荷体制」の確立を図り「金の取れる輪作作物」として推進して行きたいと考えています。

「さつまいも 3 作型における品目輪作体系」

月	4	5	6	7	3	9	10	11	12	1	2	3	4
輪 作 体 系	青果用さつまいも				ブロッコリー								
	青果・加工さつまいも				ブロッコリー								
	澱粉用さつまいも				青果用ダイコン								



9月定植ブロッコリーの11月栽培風景

「新ごぼう」の産地化を目指して

鹿屋市吾平総合支所 産業振興課 主任技師 田中哲太郎

肝属中部畑かん吾平地区営農推進部会では、畑かんを利用した新たな推進作物として「新ごぼう」を選定し、平成20年度から実証展示ほを設置し栽培体系の確立に取り組んできました。

「新ごぼう」は、

- ①早掘り甘藷との輪作が可能で、農地の有効利用が図られる。
- ②植え付けから収穫まで、機械化体系が確立している。
- ③冬場の桜島降灰に対しても、根菜類であるために大きな影響を受けない。
- ④近年問題となっている有害鳥獣（イノシシ）の被害をほとんど受けない。

等のメリットがあり、土地利用型農業が主体の本地域において、産地化が期待できる作物といえます。

平成22年度からは、肝付吾平町農業協同組合の推進作物としての取り組みも始まり、今年は畑かん区域を含めて約1.5haで栽培されています。



「新ごぼう」は、夏場の高温・乾燥期に播種するため、播種後のかん水が発芽に与える影響は極めて大きく、実証ほの結果でも水を行った「ほ場」では発芽率が高いという結果でした。そこで、昨年までは播種間隔3.5センチで発芽後に間引き作業を行っていましたが、今年は播種間隔を9センチとし間引き作業を省力化でき、更には発芽率も高いという結果が得られました。

発芽後の生育も順調で、年明け1月から収穫が始まり、今年は1t/10a以上の収量を目指しています。

今後、産地化を図るためには、

- ①播種適期が限られるために、天候や機械化体系に作業効率が左右される。
 - ②台風による被害が心配される。
 - ③連作による病気の発生が心配される。
- 等の問題を解決していく必要があります。

平成23年度は、3月播種～7月収穫の「ごぼう」50a、8月下旬播種～2月収穫の「新ごぼう」200a、10a収量1,200kgを目指して取り組んでいくことにしています。

カラーピーマン経営実証の取り組み（肝付町新富地区）

肝付町農林水産課 課長補佐 橋口 一孝

◆経営実証事業の概要

肝付町新富地区において、平成 21 年度国庫事業で県土改連が事業主体となり、新富の基盤整備実施地区第 1 高山地区に KPHN 型ハウスを 7 棟（7,125㎡）建設しました。平成 22～23 年にかけてソフト事業として収益性等の経営実証を実施しています。

◆実証農家について

実証農家は、県経済連が肝付町内之浦で行っているトレーニングセンター研究一期生の 3 戸、4 名です。それぞれ島根、群馬、愛知県から肝付町に新規就農希望者として来町した 3 戸で、平成 22 年 3 月までカラーピーマンの栽培研修を行ってきました。3 戸は農業以外からの新規参入であるため、土壌肥料、病害虫防除、機械取扱いなど農業の基礎から、カラーピーマンの栽培技術の習得と多岐にわたる研修を 2 年間行い、研修を生かしたカラーピーマン栽培の収益性等の経営実証を 2 年間行っていきます。

◆カラーピーマン栽培上の課題

カラーピーマン栽培では、目標収量 8 t / 10a を確保することが課題であり、その他に、果実に斑点が発生するピットィングや表皮にかすり状の傷が発生するクラッキング、表皮が裂ける裂皮等生理障害果の

発生による商品化率の低下が大きな問題となっています。

◆経営実証での取り組み

単収向上のための作式や仕立て方法の検討を行うとともに、生理障害果の発生抑制対策を行っています。ピットィングやクラッキング、裂皮等の生理障害は、地温、湿度や土壌水分などの環境により発生が助長されるといわれていることから、これら環境要因と発生の関係を調査しながら発生要因の解明、検討を行っています。特に、カラーピーマン栽培にかん水は欠かせないことから、かん水と土壌水分の変化、生理障害果の発生の関係を重点的に調査しています。

◆最後に

施設栽培では、かん水は欠かせないものですが、かん水量やかん水時間等により生理障害が発生すると水の利用法を工夫する必要があります。より効果的な水利用法が確立されるよう、経営実証事業を進めていきたいと思ひます。



新富地区のカラーピーマン経営実証ハウス

収穫間近のカラーピーマン